

小川ひさし県議会レポート

埼玉県議会9月定例会に自由民主党議員団より提出された「埼玉県虐待禁止条例の一部を改正する条例案」は、10月6日に開催された福祉保健医療委員会で審議されました。改正案には、「**児童を住居その他の場所に残したまま外出することその他の放置をしてはならない**」また「**県民は、虐待を受けた児童を発見した場合は、速やかに通告又は通報をしなければならない**」とする内容の「**児童の放置の禁止**」規定を盛り込み、その中で県に対しては「**児童の放置の防止に資する施策を講じるものとする**」との規定も盛り込まれていました。

子どもを自宅で留守番させることなどを禁止する条例改正について

私は、条例改正案の審議を行った福祉保健医療委員会の委員として、自由民主党議員団の提案者に対し条例改正案について質疑し、反対の立場から討論を行いました。しかし、委員会では自由民主党議員団などの賛成多数によって可決され、10月13日の本会議において成立する見通しでありました。

反対！県民世論の圧倒的な民意によって、条例案を取り下げ！

ところが、10月10日、自由民主党議員団より可決された条例案を取り下げる旨の発表があった後、10月13日の本会議に撤回請求が提出され承認されました。

〈委員会等で明らかにされた具体的な禁止事項の例〉

- 短時間でも子どもに自宅などで留守番をさせること
- 子どもだけで登下校させること
- 子どもだけで公園などで遊ばせること

※ 子ども⇒小学3年生以下は義務 ・4年生から6年生までは努力義務



福祉保健医療委員会



県議会本会議

委員会では、下記内容の質疑を行い反対の立場から討論しました。**【福祉保健医療委員会における質疑の中で述べた意見】****<放課後児童クラブの待機児童や利用したくても利用できない世帯が多くある>**

○子どもを留守番させざるを得ない状況は、親が働いているなどやむを得ない事情がある場合が多くある。

○子どもを放課後児童クラブに入所させたくても、待機状態にある子どもがさいたま市だけでも300人とも800人とも言われている。経済的な問題で申込さえ諦めている世帯さえあるのが現状。

○さいたま市は、ようやく全児童が利用できる放課後の居場所づくりに取り組み始めた。しかし、市内全域に整備していくためには、相当な年月、費用、人材の確保が必要となる。この取り組みを市内、県内で実現させることが先決である。

<学校の登下校に親などが付き添うことについて>

○学校の登下校についても小学3年生以下は親などの付き添いがなければ放置とみなすとしているが、通学班制度もなくした学校もある中で、非現実的ではないか。

○私立小学校に通う児童の中には、電車も利用していることもあり、全て親が付き添うことができるのか。

<親が仕事を続けられるのか？>

○親などは、子の下校時間に合わせて迎えが必要となる中で親は仕事を続けられるのか？

○職場の事業主は、従業員が条例による義務を課せられることによって、仕事時間の調整をする必要があるなど相当混乱することになるのではないか。

※ 質疑後に、私が会派を代表し反対討論を行い、民主フォーラムは反対しました。

プロフィール

1964年 大阪市生まれ
1982年 近畿大学附属高校卒業後、西川きよし氏に師事。
(~4年6カ月間の内弟子修行)
1986年 参議院議員 西川きよし氏 秘書(私設)
1987年 西川きよし政策担当秘書
2011年 さいたま市議会議員選挙初当選
2015年 さいたま市議会議員選挙二期目当選
2019年 さいたま市議会議員選挙三期目当選
2020年 第15回マニフェスト大賞最優秀政策提言賞受賞
2023年 埼玉県議会議員初当選
趣味 3人の孫たちと遊ぶこと

